

中華人民共和國專利法（第三次改正）

China's Patent Law (The Third Revision)

中華人民共和國主席令第8号*

2008年12月27日，中華人民共和國第11期全國人民代表大會常務委員會第6回會議において，中華人民共和國專利法の第三次改正法案が可決され，中華人民共和國主席令第8号として公布された。この改正法は，2009年10月1日より施行される。

中華人民共和國專利法は，1984年3月12日に第6期全國人民代表大會常務委員會第4回會議において採択された。これまでに，1992年9月4日，第7期全國人民代表大會常務委員會第27回會議における『中華人民共和國專利法』の改訂に関する決定に基づき第一次改正が，更に2000年8月25日，第9期全國人民代表大會常務委員會第17回會議における『中華人民共和國專利法』の改訂に関する決定に基づき第二次修正が行われており，今回の改正が第三次改正となる。

本改正法の中国語全文については，中華人民共和國中央人民政府のHP（http://www.gov.cn/flfg/2008-12/28/content_1189755.htm）にて参照可能である。

なお，中国の「專利法」は，発明に係る権利，実用新案に係る権利及び意匠に係る権利の3つの類型を規律している（日本における特許法，実用新案法及び意匠法に相当する。）

< 目次 >

第一章 総則

第二章 専利権付与の条件

第三章 専利の出願

第四章 専利出願の審査及び認可

第五章 専利権の存続期間，消滅及び無効

第六章 専利実施の強制許諾

第七章 専利権の保護

第八章 附則

び意匠を指す。

発明とは，製品，方法又はその改良に対して行われる新たな技術方案を指す。

実用新案とは，製品の形状，構造又はそれらの結合に対して行われた実用性を有する新たな技術方案を指す。

意匠とは，製品の形状，図案又はそれらの結合及び色彩と形状，図案の結合に対して行われ，美観を有し，かつ工業的応用性を有する新たな設計を指す。

第一章 総則

第1条 専利権者の合法的な権益を保護すること，発明創造を奨励すること，発明創造の応用を推進すること，創新能力を高めること，科学技術の進歩及び経済社会の発展を促進することを目的とし，本法を制定する。

第2条 本法で発明創造とは，発明，実用新案及

第3条 國務院専利行政部門は，全国の専利業務に対して管理責任を負い，専利出願の受理及び審査を統括し，法に基づき専利権を付与する。

省，自治区，直轄市人民政府の専利管理業務部門は，当該行政区域内における専利管理業務に対して責任を負う。

*（独）工業所有権情報・研修館 特許研究室 特許研究調査員 田上 麻衣子（訳）

第4条 専利を出願する発明創造が国の安全又は重大な利益に関係し、秘密保持を必要とする場合は、国の関連規定に従い処理する。

第5条 法律、公序良俗に反する、又は公共の利益を害する発明創造に対しては、専利権を付与しない。

法律、行政法規の規定に反して遺伝資源を取得又は利用し、かつ当該遺伝資源に依存して完成させた発明創造に対しては、専利権を付与しない。

第6条 所属組織の職務を遂行するため又は主として所属組織の物質的・技術的条件を利用して完成させた発明創造は職務発明創造である。職務発明創造の専利出願権は当該組織に帰属し、出願が認可された場合は、当該組織が専利権者となる。

非職務発明創造については、専利出願権は発明者又は設計者に帰属し、出願が認可された場合は、当該発明者又は設計者が専利権者となる。

所属組織の物質的・技術的条件を利用して完成させた発明創造について、組織と発明者又は設計者とが契約を結び、専利出願権及び専利権の帰属について定めを行った場合は、その定めによる。

第7条 発明者又は設計者による非職務発明創造の専利出願については、いかなる組織又は個人もこれを妨げてはならない。

第8条 2以上の組織又は個人が共同で完成させた発明創造、1つの組織又は個人がその他の組織又は個人からの委託を受けて完成させた発明創造については、別に定めがある場合を除き、

専利出願権は完成させた組織若しくは個人又は共同で完成した組織若しくは個人に帰属し、出願が認可された場合は、出願した組織又は個人が専利権者となる。

第9条 同じ発明創造に対しては、1件の専利権しか付与されない。但し、同一出願人が同日中に同じ発明創造について実用新案専利を出願するとともに発明専利を出願し、先に取得した実用新案専利権が終了していない状況で、かつ出願人が当該実用新案専利権の放棄を宣言した場合には、発明専利権を付与することができる。

2人以上の出願人が同一の発明創造についてそれぞれ専利を出願した場合、専利権は最先の出願人に付与される。

第10条 専利出願権及び専利権は譲渡することができる。

中国の組織又は個人が外国人、外国企業又はその他外国組織に専利出願権又は専利権を譲渡する場合、関連する法律及び行政法規の規定に従って手続を行わなければならない。

専利出願権又は専利権を譲渡する場合、当事者は書面による契約を結び、かつ国務院専利行政部門に登録しなければならない。国務院専利行政部門が公告を行う。専利出願権又は専利権の譲渡は、登録した日から効力が発生する。

第11条 発明及び実用新案の専利権が付与された後は、本法に別途規定がある場合を除き、いかなる組織又は個人も、専利権者の許諾を受けずにその専利を実施してはならない。すなわち生産又は営利を目的として、その専利製品の製造、使用、販売の許諾、販売、輸入又はその専

利方法の使用及び当該専利方法によって得た製品の使用，販売の許諾，販売，輸入をしてはならない。

意匠専利権が付与された後は，いかなる組織又は個人も，専利権者の許諾を受けずにその専利を実施してはならない。すなわち生産又は営利を目的として，その意匠専利製品の製造，販売の許諾，販売，輸入をしてはならない。

第 12 条 いかなる組織又は個人も，他人の専利を実施する場合は，専利権者と書面による実施許諾契約を結び，専利権者に専利使用料を支払わなければならない。被許諾者は，契約に定める以外のいかなる組織又は個人に対しても，当該専利の実施を許諾する権限を有しない。

第 13 条 発明専利出願の公開後，出願人はその発明を実施する組織又は個人に適当な額の対価を支払うよう求めることができる。

第 14 条 国有企業・事業組織の発明専利で，国の利益又は公共の利益に対して重大な意義を有するものについては，国務院関連主管部門及び省，自治区及び直轄市人民政府が国務院に報告して認可を受け，認可された範囲内で普及・応用させることを決定し，指定された組織による実施を許可することができる。実施組織は国の規定に基づき専利権者に使用料を支払うものとする。

第 15 条 専利出願権又は専利権の共有者の間で権利の行使について定めがある場合は，その定めに従う。定めがない場合は，共有者は単独で実施するか，又は一般許諾方式により第三者に当該専利の実施を許諾することができる。第三

者に当該専利の実施を許諾する場合，受領する使用料は共有者間で分配しなければならない。

前項に規定する場合を除き，共有の専利出願権又は専利権を行使するには，共有者全員の同意を得なければならない。

第 16 条 専利権を付与された組織は，職務発明創造の発明者又は設計者に対し奨励金を与えなければならない。発明創造の実施後には，その普及及び応用の範囲並びにその経済上の効果に応じて発明者又は設計者に合理的な報酬を与えなければならない。

第 17 条 発明者又は設計者は，専利文書において自分が発明者又は設計者であることを明記する権利を有する。

専利権者はその専利製品又は当該製品の包装上に，専利表示を行う権利を有する。

第 18 条 中国に恒常的な居所又は営業所を持たない外国人，外国企業又はその他外国組織が中国で専利出願する場合は，その所属国が中国と締結した協定若しくは共に締結した国際条約又は互惠の原則に従い，本法に基づき手続を行う。

第 19 条 中国に恒常的な居所又は営業所を持たない外国人，外国企業又はその他外国組織が中国で専利出願及びその他の専利事務手続を行う場合，法に基づき設立された専利代理機関に委任して手続をとらなければならない。

中国の組織又は個人が国内で専利出願及びその他の事務手続を行う場合，法に基づき設立された専利代理機関に委任して手続をとることができる。

専利代理機関は法律，行政法規を遵守し，被代理人の委任に基づき専利出願又はその他の専利事務手続を行わなければならない，被代理人の発明創造の内容に対して，専利出願が既に公開又は公告されている場合を除き，守秘義務を負う。専利代理機関の具体的な管理規則は国務院が定める。

第 20 条 ใดなる組織又は個人が中国で完成させた発明又は実用新案も，外国で専利を出願する場合には，事前に国務院専利行政部門に報告し，守秘審査を受けなければならない。守秘審査の手順及び期限等は国務院の規定に従う。

中国の組織又は個人は，中華人民共和国が締結した関連国際条約に基づき専利の国際出願を行うことができる。専利の国際出願を行う出願人は，前項の規定を遵守しなければならない。

国務院専利行政部門は，中華人民共和国が締結した関連国際条約，本法及び国務院の関連規定に基づき専利の国際出願を処理する。

本条第一項の規定に反して外国で専利出願した発明又は実用新案が中国で専利出願された場合は，専利権を付与しない。

第 21 条 国務院専利行政部門及びその専利再審査委員会は，客観性，公正性，正確性及び適時性の要求に従い，法に基づき関連する専利の出願及び請求を処理しなければならない。

国務院専利行政部門は，完全，正確及び適時に専利情報を公開し，専利公報を定期的に発行しなければならない。

専利出願が公開又は公告されるまで，国務院専利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して守秘義務を負う。

第二章 専利権付与の条件

第 22 条 専利権を付与する発明及び実用新案は，新規性，創造性及び実用性を備えていなければならない。

新規性とは，当該発明又は実用新案が既存の技術に属さないこと，いかなる組織又は個人も同じ発明又は実用新案について，出願日以前に国務院専利行政部門に出願を行っておらず，かつ出願日以降に公開された専利出願文書又は公告の専利文書に記載されていないことを指す。

創造性とは，既存の技術と比較して当該発明が際立った実質的な特徴及び顕著な進歩を備えており，当該実用新案が実質的な特徴及び進歩を備えていることを指す。

実用性とは，当該発明又は実用新案の製造又は使用が可能であり，かつ積極的な効果を生み出すことができることを指す。

本法でいう既存技術とは，出願日以前に国内外において公然知られた技術を指す。

第 23 条 専利権を付与する意匠は，既存の設計に属さないものであり，いかなる組織又は個人も同じ意匠について，出願日以前に国務院専利行政部門に出願を行っておらず，かつ出願日以降に公開された専利文書に記載されていないものでなければならない。

専利権を付与する意匠は，既存の設計又は既存の設計の特徴を組み合わせたものと比較して，明らかな違いを有していなければならない。

専利権を付与する意匠は，他者が出願日以前に取得した合法的な権利と衝突するものであってはならない。

本法でいう既存設計とは，出願日以前に国内外において公然知られた設計を指す。

第 24 条 専利を出願する発明創造が、出願日前 6 か月以内に下記の事由のいずれかに該当する場合、新規性を喪失しないものとする。

- (一) 中国政府が主催又は承認する国際展示会において初めて展示されたものである場合
- (二) 規定の学術会議又は技術会議において初めて発表されたものである場合
- (三) 他者が出願人の同意を得ずに、その内容を漏洩した場合

第 25 条 以下に掲げる各号には専利権を付与しない。

- (一) 科学的発見
- (二) 知的活動の規則及び方法
- (三) 疾病の診断及び治療方法
- (四) 動物及び植物の品種
- (五) 原子核変換の方法を用いて得られる物質
- (六) 平面印刷物の図案、色彩又は両者の組み合わせにより作成され、主として表示を機能とする設計

前項第四号に掲げた製品の生産方法については、本法の規定に従って専利権を付与することができる。

第三章 専利の出願

第 26 条 発明又は実用新案を専利出願する場合、願書、説明書及びその摘要、権利請求書等の文書を提出しなければならない。

願書には、発明又は実用新案の名称、発明者の氏名、出願人の氏名又は名称、住所及びその他の事項を明記しなければならない。

説明書では、発明又は実用新案に関し、その技術分野の技術者が実現可能であるように明確かつ完全な説明を行い、必要な場合には図面を添付しなければならない。摘要では、発明又

は実用新案の技術の要点を簡潔に説明しなければならない。

権利請求書では、説明書に基づき、専利保護請求の範囲に関して明確かつ簡潔に請求について説明しなければならない。

遺伝資源に依存して完成した発明創造の場合、出願人は専利出願文書において当該遺伝資源の直接的由来及び原始的由来を説明しなければならない。原始的由来を説明できない場合、出願人はその理由を述べなければならない。

第 27 条 意匠専利を出願する場合、出願書、当該意匠の図面又は写真及び当該意匠の簡潔な説明書等の書類を提出しなければならない。

出願人が提出する関連図面又は写真は、専利保護を求める製品の意匠を明らかに示していなければならない。

第 28 条 国務院専利行政部門が専利出願書類を受理した日を出願日とする。出願書類が郵送による場合は、消印の日付を出願日とする。

第 29 条 出願人が発明又は実用新案を外国において初めて専利出願した日から 12 か月以内、又は意匠を外国において初めて専利出願した日から 6 か月以内に、中国で同一の主題について再度専利出願する場合、当該外国が中国と締結した合意若しくは共に締結した国際条約、又は優先権の相互承認の原則に基づき、優先権を得ることができる。

出願人が発明又は実用新案を中国において初めて専利出願した日から 12 か月以内に、国務院専利行政部門に同一の主題について専利出願する場合、優先権を得ることができる。

第 30 条 出願人が優先権を主張する場合，出願時に書面により声明を提出し，かつ 3 か月以内に最初に提出した専出願文書の副本を提出しなければならない。書面により声明を提出していない場合又は期限を過ぎても専出願書類の副本を提出していない場合は，優先権を主張していないものとみなされる。

第 31 条 発明又は実用新案の専出願は，1 件につき 1 項目の発明又は実用新案に限られる。1 つの全体的な発明構想に属する 2 項目以上の発明又は実用新案は，1 件の出願として提出することができる。

意匠専出願は，1 件につき 1 項目の意匠に限られる。同一製品における 2 項目以上の類似意匠，又は同一種でかつ一組で販売又は使用される製品の 2 項目以上の意匠は，1 件の出願として提出することができる。

第 32 条 出願人は，専利権が付与される前はいつでも当該専出願を取り下げることができる。

第 33 条 出願人は，その専出願文書に対して補正を行うことができる。但し，発明及び実用新案の専出願文書に対する補正は，元の説明書及び権利請求書に記載した範囲を超えてはならず，意匠の専出願文書に対する補正は，元の画像又は写真で示した範囲を超えてはならない。

第四章 専出願の審査及び認可

第 34 条 国務院専利行政部門は，発明専出願を受理した後，予備審査により本法の要求に合致していると認めた場合，出願日から満 18

か月後に公開する。国務院専利行政部門は出願人の請求に基づき，当該出願を繰り上げて公開することができる。

第 35 条 発明専利の出願は，出願日から 3 年以内に，国務院専利行政部門が出願人から随時提出される請求に基づき，当該出願に対して実体審査を行うことができる。出願人が正当な理由がなく，期限を過ぎても実体審査を請求しない場合，当該出願は取り下げられたものとみなされる。

国務院専利行政部門は，必要と認める場合，自ら発明専利の出願に対して実体審査を実施することができる。

第 36 条 発明専利の出願人が実体審査を請求する場合，出願日前に当該発明に関する参考資料を提出しなければならない。

発明専利が既に外国において出願されている場合，国務院専利行政部門は出願人に対し，指定期限内に当該国がその出願を審査するために検索した資料又は審査結果の資料を提出するよう求めることができる。正当な理由なく期限を過ぎても提出しない場合，当該出願は取り下げられたものとみなされる。

第 37 条 国務院専利行政部門は，発明専利出願に対して実体審査を行った後，本法の規定に合致していないと認める場合，出願人に通知を行い，指定の期間内に意見を陳述するか，又はその出願を補正するよう要求する。正当な理由なく期限を過ぎても回答しない場合，当該出願は取り下げられたものとみなされる。

第 38 条 国務院専利行政部門は，発明専利の出

願について出願人が意見陳述又は補正を行った後であっても、依然として本法の規定を満たしていないと判断する場合は、これを拒絶する。

第 39 条 国務院専利行政部門は、発明専利の出願に対して実体審査を行い、これを却下する理由が存在しない場合、発明専利権を付与する決定を行い、発明専利証書を交付し、同時に登録及び公告を行う。発明専利権は公告の日から有効となる。

第 40 条 国務院専利行政部門は、実用新案及び意匠の専利出願に対して予備審査を行い、これを却下する理由が存在しない場合、実用新案専利権又は意匠専利権を付与する決定を行い、相応の専利証書を交付し、同時に登録及び公告を行う。実用新案専利権及び意匠専利権は公告の日から有効となる。

第 41 条 国務院専利行政部門は、専利再審委員会を設置する。専利出願人は、国務院専利行政部門による出願却下の決定に不服がある場合、通知を受けた日から 3 か月以内に、専利再審委員会に再審請求を行うことができる。専利再審委員会は再審後に決定を下し、専利出願人に通知する。

専利出願人は、専利再審委員会による再審決定に不服がある場合、通知を受けた日から 3 か月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。

第五章 専利権の存続期間、消滅及び無効

第 42 条 発明専利権の期限は 20 年とし、実用新案専利権及び意匠専利権の期限は 10 年とする。

いずれも出願日から起算する。

第 43 条 専利権者は、専利権を付与された年から年金を納付する。

第 44 条 以下の自由のいずれかに該当する場合、専利権は期限満了前に消滅する。

- (一) 規定に従って年金を納付していない場合。
- (二) 専利権者が書面により専利権の放棄を表明した場合。

専利権が期限満了前に消滅した場合、国務院専利行政部門が登録及び公告を行う。

第 45 条 国務院専利行政部門が専利権付与を公告した日から、当該専利権の付与が本法の関連規定に合致していないと認めるいかなる組織又は個人も、専利再審委員会に当該専利権の無効を宣告するよう求めることができる。

第 46 条 専利再審委員会は、専利権無効の宣告請求に対し、適時審査及び決定を行い、請求人及び専利権者に通知しなければならない。専利権の無効宣告を決定した場合、国務院専利行政部門が登録及び公告を行う。

専利再審委員会の専利権無効宣告又は専利権維持の決定に対して不服がある場合、通知を受け取った日から 3 か月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。人民法院は無効宣告請求手続を行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。

第 47 条 無効宣告された専利権は初めから存在しなかったものとみなされる。

専利権無効宣告の決定は、専利権無効宣告よ

り前に人民法院が下し、既に執行された専利権侵害に係る判決、調停書、既に履行又は強制執行された専利権侵害紛争に係る処理決定及び既に履行された専利実施許諾契約又は専利譲渡契約に対しては、遡及力を有さない。但し、専利権者の悪意によって他者に損失を与えた場合は、賠償を行わなければならない。

前項の規定に基づき、専利権侵害賠償金、専利使用料、専利権譲渡対価を返還しないことによって公平の原則に明らかに反している場合は、全額又は一部を返還しなければならない。

第六章 専利実施の強制許諾

第 48 条 下記の事由のいずれかに該当する場合、国务院専利行政部門は実施条件を備えた組織又は個人の請求により、発明専利又は実用新案専利の実施を強制許諾することができる。

- (一) 専利権者が専利権を付与された日より満 3 年が経過し、かつ専利出願日より満 4 年の間に、正当な理由なく当該専利を実施していない又は十分に実施していない場合
- (二) 専利権者による専利権の行使行為が法に照らして独占行為であると認定され、当該行為が競争に与える不利な影響を解消又は減少させる場合

第 49 条 国に緊急事態又は非常事態が発生した場合又は公共の利益を目的とする場合、国务院専利行政部門は発明専利又は実用新案専利の実施を強制許諾することができる。

第 50 条 公共の健康を目的として、国务院専利行政部門は、専利権を取得した医薬品に関し、これを製造し、かつ中華人民共和国が締結した関連国際条約の規定に合致する国又は地域へ

輸出することについて強制許諾することができる。

第 51 条 専利権を取得した発明又は実用新案が、以前に専利権を取得している発明又は実用新案に比較して経済的意義が顕著な重大な技術進歩を有し、その実施が先の発明又は実用新案の実施に依存している場合、国务院専利行政部門は後の専利権者からの申請に基づき、先の発明又は実用新案の実施を強制許諾することができる。

前項の規定に基づき実施を強制許諾する場合、国务院専利行政部門は先の専利権者からの申請に基づき、後の発明又は実用新案の実施についても強制許諾を与えることができる。

第 52 条 強制許諾が及ぶ発明創造が半導体技術である場合、その実施は公共の利益目的及び本法第 48 条第二項が規定する場合に限られる。

第 53 条 本法第 48 条第二項及び第 50 条の規定に基づき与えられる強制許諾を除き、強制許諾の実施は主として国内市場への供給のために行わなければならない。

第 54 条 本法第 48 条第一項及び第 51 条の規定に基づき強制許諾を申請する組織又は個人は、合理的な条件で専利権者に専利の実施を請求しているにもかかわらず、合理的な期間内に許諾を得ることができなかったことを証明するために、証拠を提出しなければならない。

第 55 条 国务院専利行政部門は、その強制実施許諾の決定について専利権者に直ちに通知し、かつ登録及び公告を行わなければならない。

強制実施許諾の決定は、強制許諾の理由に基づき、実施の範囲及び期間を決定しなければならない。強制許諾の理由が解消され、かつ再び生じない場合、国務院専利行政部門は、専利権者の請求に基づき、審査を経た後、強制実施許諾の終了を決定しなければならない。

第 56 条 強制実施許諾を取得した組織又は個人は、独占的な実施権を有するものではなく、かつ他者に実施を許諾する権利を有しない。

第 57 条 強制実施許諾を取得した組織又は個人は、専利権者に合理的な使用料を支払うか、又は中華人民共和国が締結した関連国際条約の規定に基づき、使用料の問題を処理しなければならない。専利使用料を支払う場合、その金額は双方が協議する。双方が合意に達しない場合は、国務院専利行政部門が裁定を行う。

第 58 条 専利権者が国務院専利行政部門の強制実施許諾に関する決定に不服がある場合、並びに専利権及び強制実施許諾を取得した組織及び個人が、国務院専利行政部門の強制実施許諾に係る専利使用料の裁定に不服がある場合は、通知を受け取った日から 3 か月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。

第七章 専利権の保護

第 59 条 発明又は実用新案の専利権の保護範囲は、その権利請求の内容を基準とし、説明書及び付属図面を権利請求の内容解釈に使用することができる。

意匠専利権の保護範囲は、図面又は写真に示された当該製品の意匠を基準とし、簡単な説明は、図面又は写真が示す当該製品の意匠の解釈

に使用することができる。

第 60 条 専利権者の許諾を受けずにその専利を実施し、すなわちその専利権を侵害して紛争を引き起こした場合は、当事者が協議により解決するものとする。協議を望まない場合又は合意することができない場合、専利権者又は利害関係人は人民法院に訴訟を提起することができ、また専利管理業務部門に処理を求めることもできる。専利管理業務部門が処理にあたり、権利侵害行為にあたと認定した場合、権利侵害者に対し権利侵害行為の即時停止を命じることができる。当事者は不服がある場合、処理通知を受け取った日から 15 日以内に、『中華人民共和国行政訴訟法』に基づき人民法院に訴訟を提起することができる。権利侵害者が期限を過ぎても訴訟を提起せず、権利侵害行為も停止しない場合、専利管理業務部門は人民法院に強制執行を申請することができる。処理を行う専利管理業務部門は、当事者の求めに応じて、専利権侵害の賠償額について調停を行うことができる。調停が成立しない場合、当事者は、『中華人民共和国民事訴訟法』に基づき人民法院に訴訟を提起することができる。

第 61 条 専利権利侵害の紛争が新製品の製造方法の発明専利に係る場合、同様の製品を製造する組織又は個人は、当該製品の製造方法が専利の方法と異なる証明を提出しなければならない。

専利権利侵害の紛争が実用新案専利又は意匠専利に係る場合、人民法院又は専利管理業務部門は、専利権侵害の紛争を審議し、処理するための証拠とするために、専利権者又は利害関係人に対し、国務院専利行政部門が関連する実

用新案又は意匠について検索，分析及び評価を行って作成した評価報告を提出するよう求めることができる。

第 62 条 専利権侵害紛争において，権利侵害者として訴えられた者が，その実施する技術又は設計が既存技術又は既存設計に属することを証明する証拠を有している場合には，専利権の侵害にはならない。

第 63 条 専利を偽称した場合，法に基づき民事責任を負うほか，専利管理業務部門は是正を命じるとともに公告を行い，違法所得を没収し，かつ違法所得の 4 倍以下の罰金を併科することができる。違法所得がない場合には，20 万元以下の罰金を科すことができる。犯罪を構成する場合は，法に基づき刑事責任を追及する。

第 64 条 専利管理業務部門は，既に取得した証拠に基づき専利偽称の疑いのある行為を取り調べ，処置を行うにあたり，全ての関連当事者を尋問し，違法被疑行為に関連する状況を調査し，当事者が違法被疑行為に関わった場所において現場検査を行い，違法被疑行為に係る契約書，領収書，帳簿及びその他関連資料を閲覧し，複製することができる。また，違法被疑行為に係る製品を検査し，専利を詐称した製品であることを証明する証拠があった場合には，封鎖又は差押えをすることができる。

専利管理業務部門が法に基づき前項に規定した職権を行使する場合，当事者はこれに協力し，連携しなければならず，これを拒絶，妨害してはならない。

第 65 条 専利権侵害の賠償額は，権利者が権利

侵害によって被った実際の損失に応じて決定する。実際の損失の決定が困難な場合には，権利侵害者が権利侵害によって取得した利益に基づいて決定する。権利者の損失又は権利侵害者が取得した利益の決定が困難な場合は，当該専利権の専利使用料の倍額を参照して合理的に決定する。賠償額には，権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含むものとする。

権利者の損失，権利侵害者が取得した利益及び専利使用許諾料をいずれも確定しがたい場合，人民法院は専利権の種類，権利侵害行為の性質及び経緯等の要素に基づき，1 万元以上 100 万元以下の賠償を与える決定を下すことができる。

第 66 条 専利権者又は利害関係人は，第三者が権利侵害行為を行っている又は行おうとしていることを証明する証拠を有し，直ちに制止しなければ，その合法的權益が補填不可能な損失を被るおそれがある場合，訴訟を提起する前に人民法院に関連行為の停止及び財産の保全措置を命令するよう申請することができる。

申請者は申請時に担保を提供しなければならず，担保を提供しない場合は申請を却下する。

人民法院は申請を受けた時から 48 時間以内に裁定を行わなければならない。特殊な状況で延長を要する場合は，48 時間延長することができる。関連行為の停止を命令する裁定を行った場合は，即時にこれを執行しなければならない。当事者が裁定に対して不服がある場合は，一度再審を申請することができる。再審期間中は裁定の執行を停止する。

申請者が，人民法院が関連行為の停止を命令する措置を講じた日から 15 日以内に提訴しな

い場合、人民法院は当該措置を解除しなければならない。

申請に誤りがあった場合、申請者は、被申請者が関連行為の停止によって被った損失を賠償しなければならない。

第 67 条 専利権侵害行為を制止するために、証拠が失われる可能性ある又は後からでは取得困難な状況にある場合、専利権者又は利害関係人は提訴前に人民法院に対し証拠の保全を申請することができる。

人民法院が保全措置を講じる場合、申請者に担保の提供を命令することができる。申請者が担保を提供しない場合は、申請を却下する。

人民法院は申請を受理した時から 48 時間以内に裁定を下し、保全措置を講じる裁定を下した場合は、即時にこれを執行しなければならない。

申請者が、人民法院が証拠保全措置を講じた日から 15 日以内に提訴しない場合、人民法院はその執行を解除しなければならない。

第 68 条 専利権侵害の訴訟の時効は 2 年とし、専利権者又は利害関係人が権利侵害行為を知った日又は当然知り得たと考えられる日から起算する。

発明専利の出願公開後、専利権付与までの間に当該発明を使用しながら適切な専利使用料を支払っていない場合、専利権者が専利使用料の支払いを求める訴訟の時効は 2 年とし、専利権者が第三者がその発明を使用していることを知った日又は当然知り得たと考えられる日から起算する。但し、専利権者が専利権が付与された日以前に知っていた場合又は当然知り得たと考えられる場合は、専利権が付与された

日より起算する。

第 69 条 下記の事由のいずれかに該当する場合は、専利権侵害とはみなさない。

- (一) 専利製品又は専利方法によって直接得られた製品を、専利権者又はその許諾を受けた組織及び個人が販売した後、当該製品の使用、販売の許諾、販売、輸入をする場合
- (二) 専利出願日前に同一の製品を製造した場合、又は同一の方法を実施、若しくは既に製造、使用に必要な準備を完了し、かつ元の範囲内で引き続き製造、実施する場合
- (三) 中国の領土、領海、領空を一時的に通過する外国の輸送手段が、その所属国が中国と締結した合意若しくは共に締結した国際条約に基づき、又は互惠の原則に基づき、輸送手段自体の必要性からその装置及び設備に関連する専利を使用する場合
- (四) 専ら科学研究及び実験のために関連専利を使用する場合
- (五) 行政による審査、認可に必要な情報を提供するために、専利医薬品又は専利医療機械を製造、使用、輸入する場合、及び専らそのために専利医薬品又は専利医療機械を製造、輸入する場合

第 70 条 専利権者の許諾を得ずに製造され、販売された専利侵害製品であることを知らずに、生産又は営利を目的として、使用、販売の承諾又は販売を行った場合、当該製品を合法的に入手したことを証明できるものは賠償責任を負わない。

第 71 条 本法第 20 条の規定に反して外国において専利出願を行い、国家機密を漏洩した場合、

その者が所属する組織又は上級主管機関が行政処分を行い，犯罪を構成する場合には，法により刑事責任を追及する。

第 72 条 発明者又は設計者の非職務発明創造の専利出願権及び本法に定めるその他の権益を侵害した場合，その者が所属する組織又は上級主管機関が行政処分を行う。

第 73 条 専利管理業務部門は，社会に向けて専利製品を推薦する等の営利活動を行ってはならない。

専利管理業務部門が前項の規定に違反した場合，その上級機関又は監察機関が是正命令を出してその影響を取り除き，違法収入がある場合には没収する。情状が甚だしい場合，直接責

任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し，法に基づき行政処分を行う。

第 74 条 専利管理事務に従事する国家機関の職員及びその他関連国家機関の職員が，職責を怠り，職権を濫用し，私情にとらわれ不正を行い，それが犯罪を構成する場合，法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合は，法に基づき行政処分を行う。

第八章 附則

第 75 条 国務院専利行政部門に対して専利出願及びその他手続を行う者は，規定に従って料金を納めなければならない。

第 76 条 本法は 1985 年 4 月 1 日より施行する。